

# 新たな補償制度創設の提言

## 1 現行制度導入前から SARVH 最高裁決定までの経緯

### (1) 旧著作権法

1899（明治 32）年に施行された旧著作権法では、発行済みの著作物の私的複製は著作権侵害とみなさないこととされていましたが、器械的化学的方法によらないことが要件として付されていたため、その方法は手写等に限定されていました。

### (2) 現行著作権法

1970（昭和 45）年に著作権法が全面改正された当時、複写・録音機器等は発達・普及の途上にあつたこと、国民の私的領域における教養・娯楽などの文化的諸活動を円滑に行わせる必要があつたこと、私的複製に係る複製権を制限しても権利者への不利益は零細であつたことなどに鑑み、現行著作権法では、従来どおり私的複製は権利者の許諾を得ることなく自由かつ無償で行なうことができることとするとともに、複製手段を手写等に限定する要件は廃止されました。

なお、この法改正と併せて、今後複製手段の発達・普及のいかんによっては著作権者の利益を著しく害するに至ることも考えられることから、この点について将来再検討が必要であることが指摘されていました。

### (3) デジタル録音録画の普及

その後、録音・録画機器や記録媒体が急速に発達・普及し、私的複製が広範かつ大量に行われ、さらに、デジタル方式の録音・録画機器や記録媒体の高性能化と低価格化が進み、市販用の CD や DVD と同質の複製物が簡単に作成されることとなりました。その結果、権利者の経済的利益が著しく損なわれ、ベルヌ条約 9 条 2 項<sup>1</sup>や著作権法 30 条における複製権の制限の許容範囲を超えるような状況に至り、私的複製によって生じる権利者の不利益を救済することの是非について議論されることとなりました。

### (4) 補償金制度の導入

録音・録画機器等が飛躍的に進歩していく中、1970 年代から 1990 年代にかけて、私的複製と権利者の経済的利益の調整を図るための制度の検討が官民双方の場で行われた結果、1992（平成 4）年 12 月の著作権法改正によって、従来どおり私的複製は権利者の許諾を得ることなく自由に行えることとする一方、権利者の経済的利益を保護するため、私的録音録画補償金制度を導入して一定の補償措置が講じられることとなりました。

---

<sup>1</sup> ベルヌ条約 9 条 2 項は、「特別な場合であつて、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、作者の正当な利益を不当に害しない」の場合には、加盟国の法令で複製権を制限することができることを定めています。

## (5) 補償金制度の終焉

アナログチューナー非搭載 DVD レコーダーに係る録画補償金の支払を拒否した(株)東芝と SARVH との訴訟において、最高裁が録画補償金制度はアナログ放送を録画源とするものであるから、デジタル放送のみ録画する当該レコーダーは特定機器等に該当せず補償金の対象とはならないと判断した知財高裁判決<sup>2</sup>を支持したことで、録画補償金制度は致命的な打撃を受けました。この最高裁決定により、政令の定め方には不備があることと、アナログ放送が停波した 2011 年 7 月 24 日以降、現行制度の下では事実上特定機器等は存在しなくなることによって録画補償金制度が崩壊することの 2 点が明らかになりました。

なお、後記 2(2)で述べるとおり、現行の録音補償金制度についても関係省庁間の合意が得られない状態が続いているため、録音補償金の額は年々激減し、早晩なくなることは確実です。

## 2 現行制度の概要と問題点

### (1) 概要

我が国の著作権法では、政令で指定された録音・録画機器と録音・録画用記録媒体（以下「特定機器等」といいます。）を用いて私的複製を行う者が補償金の支払義務者であることを原則としつつ、製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」といいます。）が協力義務者として特定機器等の販売価格に補償金を上乘せし、購入者から受領した販売代金の中から補償金相当分を指定管理団体に支払うことを特則として定め、実際の補償金制度もこの特則に基づいて運営されてきています。

### (2) 問題点

第 1 に、補償金の対象範囲が内閣の制定する政令によって決められていることです。そのため、新たな録音・録画機器等を政令で指定するに当たっては、関係省庁である文部科学省と経済産業省との間の合意が前提となることから、当該機器等が大量に流通していても、関係省庁間の合意がなければ当該機器等は補償金の対象とはならないのです。現実には、高性能なデジタルオーディオプレーヤーや大容量の外付けハードディスクなどが次々と製造・販売されているにもかかわらず、これらは依然として補償金の対象とされていません。

第 2 に、特定機器等の製造業者等は、補償金の支払義務者ではなく、補償金の請求・受領に関する協力義務者とされていることです。前述した SARVH 対東芝訴訟の一審判決は、製造業者等の協力義務は法的強制力を持つものではないと判示しましたが、この考え方によると、製造業者等が協力義務に違反しても法律上何らの責任も負わないこととなり、そうなれば補償金制度は事実上機能しません。

---

<sup>2</sup>一審の東京地裁判決は、当該レコーダーは特定機器等に該当し補償金の対象となると判断した。また、この訴訟に先立ち、文化庁の著作権課長は SARVH の照会に対し、当該レコーダーが特定機器に該当することを書面で回答していた。

### 3 私的複製に対する補償の必要性

デジタル複製技術が高度に発達した現代社会では、芸術や文化の享受は私的複製を抜きにして考えることはできません。その際、私的複製に関係する利用者、製造業者等、権利者の利益のバランスを考えることが必要です。

利用者は、自由かつ無許諾で著作物の私的複製を行うことを通じて教養や娯楽などの文化的諸活動を簡便に行うことができます。製造業者等は、利用者が著作物の私的複製を行うことを前提として複製機能を有する大量の機材を製造・販売し、市場に流通させています。

これに対し、権利者は、創作活動によって著作物を社会に提供していますが、複製権の制限を受け、日々行われる大量の私的複製から正当な対価の還元を受けることができません。補償制度が事実上機能しない状態においては、三者の関係は余りにもアンバランスと言わざるを得ません。

このようなアンバランスな状態を正常な状態に修正するためには、上記の三者における利益の帰属の実態に着目し、経済合理性を備えた補償制度を創設することが必要です。

なお、権利者が既に許諾している分野を補償制度で代替しようとする議論があるようですが、許諾済みの分野は補償制度の対象外と考えます。

### 4 提言

以上のことから、私たち権利者は、著作物の公正利用と著作権の権利保護を求める著作権法の目的に立ち返り、科学技術の進歩と私的複製を通じて行われる利用者の文化的諸活動を最大限に尊重した上で、現行制度の問題点を克服した次のような仕組みを持つ新たな補償制度の創設を提言します。

#### ①補償の対象は私的複製に供与される複製機能とする

機器と記録媒体を区別することなく私的複製に供与される複製機能を補償の対象とする。

#### ②補償義務者は複製機能を提供する事業者とする

利用者に複製機能を提供することで利益を上げている事業者等を補償義務者とする。